



the most beautiful
villages
in japan

中札内村は「日本で最も美しい村」
連合に加盟しています。

なかさつない 農業委員会 だより

HOKKAIDO NAKASATSUNAI

2020年
NO.38

令和2年3月

◎発行 中札内村農業委員会 〒089-1392 電話(0155)67-2498 FAX(0155)67-2156



「8万6千歩の軌跡！雪原に広がる巨大アート」／スノーアートヴィレッジなかさつない 2020 より（写真提供：中札内村）

主な記事

Contents

- ◆農地に関する税金あれこれ…… P2～P3
- ◆農地の移動状況等を公表します！… P4
- ◆J A おとふけ豆類貯留調製施設等を視察
……………P5
- ◆農業委員会活動報告……………P6



中札内村農業委員憲章

- 一、農業委員会は、農業・農村の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、国民の期待と信頼に応えます。
- 一、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。

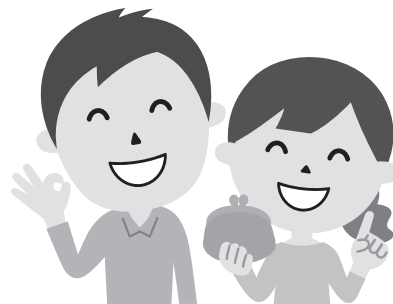
平成二十八年十月二十五日制定

農地に関する税金あれこれ(原則)

農地を「所有したり」、「売ったり」、「買ったり」、「貸したり」する場合等には、次のような税金が課せられますので、ご紹介します。(農林水産省HPから一部抜粋、編集)

農地を保有している場合

- ① 固定資産税 (評価額×税率1.4%)



農地の権利を移転した場合

農地を売った場合

〈売渡による譲渡益に対する税金〉

- ① 所得税(法人税)
(譲渡益×15%)
- ② 住民税
(譲渡益×5%)

※短期譲渡(5年以内の売却)の場合は、
所得税30%、住民税9%となります。



※農地を売った場合の例
(個人：課税特例のない場合)

譲渡益1,000万円

- ① 所得税 150万円
- ② 住民税 50万円

合計 200万円

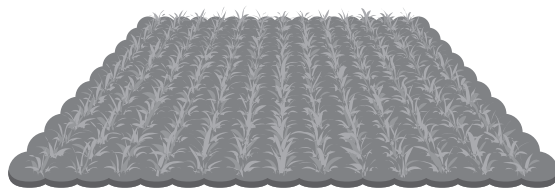
農地を交換した場合

〈交換による譲渡益に対する税金〉

- ① 所得税(法人税)
(譲渡益×15%)
- ② 住民税
(譲渡益×5%)

〈交換による取得資産に対する税金〉

- ① 登録免許税
(固定資産課税台帳価格×2%)
- ② 不動産取得税
(固定資産課税台帳価格×4%)



農地の権利を取得した場合

農地を買った場合

〈取得土地の所有権移転登記に
対する税金（登記の時）〉

① 登録免許税
(固定資産課税台帳価格×2%)

〈農地の取得に対する税金〉
② 不動産取得税
(固定資産課税台帳価格×4%)

農地の贈与を受けた場合

① 贈与税
(課税価格×(10%~55%))

② 登録免許税
(固定資産課税台帳価格×2%)

③ 不動産取得税
(固定資産課税台帳価格×4%)

農地を相続した場合

- ① 相続税 (相続財産額×(10%~55%))
② 登録免許税 (固定資産課税台帳価格×0.4%)
※不動産取得税は非課税



農地を貸した場合

〈賃貸料収入に対する税金〉

- ① 所得税（法人税） ② 住民税 ※不動産所得として他の所得と合算して課税

税金豆知識

○農地を売った場合の課税の特例（特別控除）～農地利用目的の譲渡

■800万円控除…農用地区域内の農地を農用地利用集積計画又は農業委員会
のあっせん等により譲渡した場合

■1,500万円控除…農用地区域内の農地等を農業経営基盤強化促進法の買入協
議により農地中間管理機構等（例：北海道農業公社）に譲
渡した場合

※農地法3条の許可に基づき譲渡した場合には、上記特別控除の適用は受けられません。

農地の移動状況等を公表します！

(平成31年4月～令和2年1月末)

2020年度（令和2年1月末現在）における農地の移動状況等についてお知らせします。

※下段は、前年同期の数値

法 令 名	有償・無償	移転区分	年度	件数	面積（㎡）	備 考
農地法第3条	※相対契約等による農地の賃貸借、使用貸借、売買、贈与					
	有 償	所有権移転	R1	6	129,902	
			H30	5	78,755	
		利用権移転	R1	2	115,000	
			H30	5	119,300	
	無 償	所有権移転	R1	2	310,669	贈与・交換
			H30	4	319,211	
		利用権移転	R1	0	0	使用貸借
			H30	0	0	
農地法第4条	※権利の移転・設定を伴わない農地転用					
	無 償		R1	2	1,448	格納庫、定温庫
			H30	2	3,809	バンカーサイロ、鶏舎他
農地法第5条	※権利の移転・設定を伴う農地転用					
	無 償	所有権移転	R1	0	0	
			H30	0	0	
		利用権移転	R1	3	52,614	砂利採取、遊技地等
			H30	3	66,354	砂利採取、遊技地
基盤強化法	※あっせんによる農地の賃貸、売買等					
	有 償	所有権移転	R1	9	395,097	あっせんによる
			H30	7	367,350	
		利用権移転	R1	16	677,400	あっせんによる
			H30	28	1,473,894	
	無 償	所有権移転	R1	0	0	贈与
			H30	0	0	
		利用権移転	R1	0	0	利用権移転
			H30	0	0	
合 計			R1	40	1,682,130	
			H30	54	2,428,673	

※上記には、北海道農業公社に係る買入、売渡を含む。

農地賃貸料情報

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃貸料水準（10a当たり）は、次のとおりとなっています。

※平均額の百円未満は切捨て（公社賃貸除く）

締結（公告）された地区名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	件 数
中札内全域	8,400	9,000	6,000	15

十勝管内農業委員会会長・職務代理者・事務局長研修会 JAおとふけ 豆類貯留調製施設等を視察

十勝農業委員会連合会主催による管内農業委員会会長・職務代理・事務局長視察研修会が二月十四日(金)音更町で開催され、施設見学ではJAおとふけの豆類貯留調製施設・低温貯蔵施設及びニンジン洗浄選別予冷施設、長芋洗浄選別施設の視察を行い管内農業委員会会長・職務代理者、事務局長の五十六名が参加しました。

研修会では、組合長の笠井安弘氏を講師に、畑作四品以外の第五の作物として野菜を導入した当時のお話や人参の播種・収穫・運搬をJAが行う「作業受委託」により作付面積を飛躍的に拡大してきたこれまでの経過や国の補助事業を活用した施設整備の概要等をご説明いただきました。

また、施設見学では、豆類貯留調製施設・低温貯蔵施設において色彩や形状選別工程などご説明いただいたほか、人参洗浄選別予冷施設では、撰果中の冷却水槽や撰果後の真空予冷装置など各工程で温度管理を徹底し鮮度を保持する「コールドチェーン」の一連の流れについても大変わかりやすくご説明いただき、充実した視察研修会となりました。



長芋洗浄選別施設の様子



施設外観



笠井組合長による講演の様子



豆類貯留調製施設・低温貯蔵施設見学の様子



豆類X線異物除去装置説明の様子

農業委員候補者募集中!

1 募集内容

* 募集人数…定数13人 * 委員任期…令和2年7月20日～令和5年7月19日(3年間)

2 推薦及び応募方法及び資格

詳細は、村広報2月号又は農業委員会ホームページを参照ください。

3 推薦及び応募受付期間

令和2年3月16日から令和2年4月14日まで

4 お問い合わせ及び提出先

農業委員会事務局 (☎ 67-2498) まで



農業委員会活動報告

南十勝農業委員等研修会に参加

南十勝農業委員会連絡協議会主催による南十勝農業委員等研修会が二月五日～六日の二日間、帯広市内グランテラス帯広にて開催され南十勝五町村から延べ七十三名が参加しました。

この研修会は、南十勝の農業委員会が持ち回りで毎年開催している研修会で、農業委員の資質向上と委員相互の親睦を深めることを目的に開催されています。

一日目の研修会では、十勝毎日新聞社で編集局長を務める児玉匡史氏を講師にお迎えし「インフラ再考～本誌年間キャンペーンの取り組みから～」と題してご講演いただきました。

講演では、報道の第一線で活躍されている講師の鋭い視点や斬新な切り口により北海道におけるインフラ整備の現状や課題についてご紹介をいただきました。また、今後の十勝の発展に向けては災害時等における交通網の確保や産業と密接な関わりのある物流網の充実こそ非常に重要とお話をいただきました。

二日目の講演では、十勝総合振興局農務課長の前野宏之氏を講師にお迎えし「十勝農業と農村の発展に向けて」農



業の歩み、地域の未来、農村の発展」と題してご講演いただきました。

講演では、十勝管内における農家戸数の減少や高齢化の進行に触れ、これまでは一戸当たりの経営規模の拡大などで生産力は確保されてきたものの、家族経営による規模拡大はほぼ限界に近づいているとのことでした。

今後の農村の維持・発展に向けては、「人口の安定化と経済の活性化、町らしさの追求は、セットで考えるのではなく、全く別物として政策展開すべきで、今住んでいる住民の満足度をいかに上げていくことこそが重要」とのお話をいただくなど大変貴重な研修会となりました。

そのほかの主な活動

令和元年九月～令和二年二月

〔九月〕

六日 議会・農業委員会
合同状況調査

農地あつせん委員会
(戸蔭地区)

二十五日

第二十七回総会

〔十月〕

九日 農地あつせん委員会
(上札内地区)

二十五日

第二十八回総会

〔十一月〕

十五日

十勝農業委員会連
合会講演会及び地
区別農業委員等研
修会(帯広市)

二十二日

農地あつせん委員
会(共栄地区)

二十五日

第二十九回総会

全国農業委員会会
長代表者集会・十
勝選出国会議員等
要請(東京都)

二十一日

〔十二月〕

十七日

農業者年金協議会
代議員等研修会
(池田町)

二十五日

第三十回総会

〔二月〕

二十日

女性農業委員活動
強化研修会(札幌
市)

二十四日

農業委員の推薦募
集等に係る説明会
農地あつせん委員
会(南常盤地区)

二十八日

第三十一回総会
農業委員勉強会
あつせん協議(新
生地区)

〔三月〕

五～六日

南十勝農業委員等
研修会(帯広市)

十四日

十勝農業委員会会
長・職務代理者・
事務局長研修会
(音更町)

二十日

農地あつせん委員
会(南常盤・栄地区)

女性農業委員研修
会(士幌町)

二十五日

農地あつせん委員
会(元札内地区)

第三十二回総会
第六回広報委員会

〈広報委員〉

委員長 堀口 政澄
委員 島次 孝至
委員 水崎 保好
委員 小山 秀樹
委員 真野 盛昭

ご意見・ご感想などを
是非お寄せください。

農業委員会だより第38号

発行 令和2年3月

全国農業新聞

農業情報を
分かりやすく
お伝えします!

人づくり、経営づくり、地域づくりに役立ちます

●毎週金曜日発行

●購読料 1ヵ月 700円(税込)

お申込みは、農業委員又は農業委員会へ